

5 提出書類一覧表

- 「前回受給者（ケース①）」「前回受給者が同順位者（ケース②）」「前回受給者が先順位者」（ケース③）」の場合
(同一の戦没者等について、遺族のうち誰かが特別弔慰金の裁定を受けている場合)

提出書類		前回受給者(ケース①)		前回受給者以外	
		配偶者以外	配偶者	前回受給者と 同順位者 (ケース②)	前回受給者が 先順位者 (ケース③)
1	請求書	○	○	○	○
2	現況申立書	○(※1)(※2)	○(※1)	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 請求者との続柄を証する戸籍	-	-	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-
6	先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	○
7	年金給付の受給権者がいないことを証する 戸籍	-	-	-	-
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31日 の間の請求者の戸籍	-	○ (前回の特弔基 準日から)	-	△ (第3～6順位の み必要)
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書 (配偶者用)(配偶者の相続人用)	-	○	-	-
10	生計関係申立書とそれを証明する資料 (請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没 者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し 立てているとき)	-	-	△	△
11	葬祭を行ったことを証明する資料 (第11順位のみ)	-	-	△	△
12	もとの身分、死因を証明する資料 (過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けて いないとき)	-	-	-	-
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明す る資料 (文官公務扶助料のみ必要)	-	-	-	-
14	登記事項証明書 (成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等 (相続人が請求するとき)	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類 (相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△
17	委任状(外国居住者が請求する場合) (請求手続、同順位者間の調整を委任した 場合)	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 前回受給者でこれまでの請求で提出した現況申立書(写)がある場合は、当該現況等申立書(写)を活用して提出することが可能です。

※2 第11・12順位の場合、現況申立書の提出の省略をすることが可能です。